

第3号の2様式

注 記 表

年 月 日から 年 月 日まで

- 一 継続企業の前提に関する注記
- 二 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 三 会計方針の変更に関する注記
- 四 表示方法の変更に関する注記
- 五 会計上の見積りの変更に関する注記
- 六 誤謬の訂正に関する注記
- 七 貸借対照表に関する注記
- 八 損益計算書に関する注記
- 九 株主資本等変動計算書に関する注記
- 十 税効果会計に関する注記
- 十一 リースにより使用する固定資産に関する注記
- 十二 金融商品に関する注記
- 十三 賃貸等不動産に関する注記
- 十四 持分法損益等に関する注記
- 十五 関連当事者との取引に関する注記
- 十六 一株当たり情報に関する注記
- 十七 重要な後発事象に関する注記
- 十八 連結配当規制適用会社に関する注記
- 十九 収益認識に関する注記
- 二十 その他の注記

備考

1会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。)にあつては一、五、七、八及び十から十八までに掲げる項目を、会計監査人設置会社以外の公開会社にあつては一、五、十四及び十八に掲げる項目を、会計監査人設置会社であつて、会計法第444号3号に規定するもの以外の株式会社にあつては十四に掲げる項目を表示することを要しない。

2会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第99条から第116条までに定める規定に従い記載すること。